

けんぽたより

volume **22**
平成24年 夏号

三井住友海上健康保険組合

平成
24
年度

被扶養配偶者および 任意継続者健診のご案内

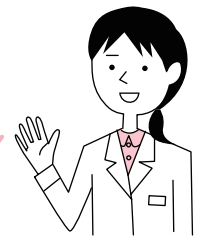
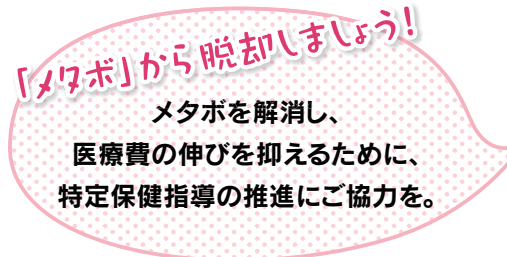


皆様の健康づくりを支援するため、社員の被扶養配偶者および任意継続者本人とその被扶養配偶者の方に、ウェルネス社より健診の案内をご自宅宛にお送りしています。
ぜひ積極的に受診していただき、日々の健康管理にお役立てください。

予約受付期間	6月25日～1月31日	<p>※この健診は、案内を受け取っていても、受診日に資格喪失している方は受けることができません。</p> <p>※40歳以上の配偶者以外の被扶養者の特定健康診査は、健保ホームページをご覧ください。</p>
健診受診期間	7月9日～2月28日	
費用(指定項目)	無料(健保組合全額負担)	
健診案内DM	9月になっても健診案内が届かない方やDMを紛失した方は、11/1までに健保組合にお申出ください。	

特定健康診査と特定保健指導について

社員本人の総合健診や被扶養配偶者および任意継続者健診(ウェルネス社健診)をご自身の健康管理のためにしっかり受診していただき、特定保健指導の対象となられた皆様は将来の健康のためにも、積極的に指導を受けていただきますようお願いいたします。



平成20年度から、内臓脂肪(メタボリック)症候群を改善して生活習慣病を予防するため、40歳以上の加入者が対象の特定健康診査と特定保健指導の実施が健保組合に義務付けられています。

平成24年度が5年を1期とした最終年度となり、実施率達成状況により、後期高齢者支援金の当健保組合負担額が、加減算される重要な年度となります。

